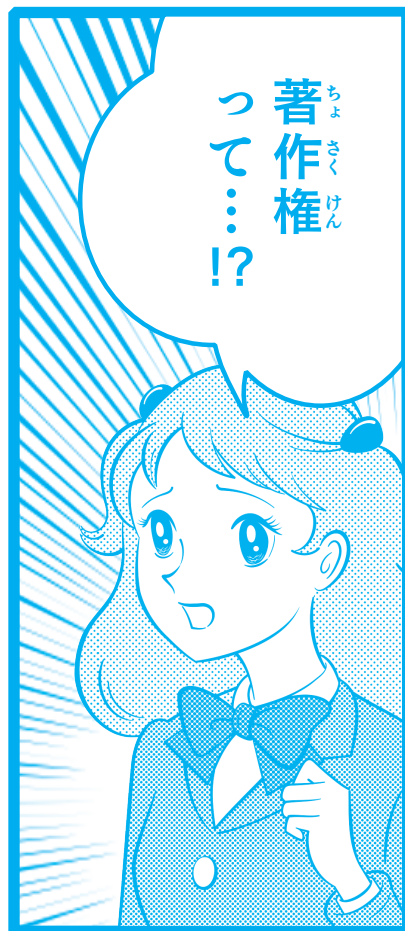


みんなで考えよう!

著作権と 海賊版

大切な文化を
守るために
わたしたちが
できること

著作権
ちよさくけん
って……!?



— 学習指導案・資料 —

海賊版かいぞくばんをダウンロードしたら、
どうなるの？



CONTENTS

監修者のことば / 教材の構成	2
動画視聴の手引.....	3
「公共」学習指導案 -1/ ワークシート	4
「公共」学習指導案 -2/ ワークシート.....	8
「情報Ⅰ」学習指導案 / ワークシート	12
資料 著作権の基本 著作権法の目的 / 「著作物」とは.....	19
著作者の権利 / 著作権の保護期間.....	20
著作者の権利の制限	21
著作権が侵害された場合の対抗措置	23
資料 海賊版の問題を考える	24
資料 調べ学習等に使える著作権関連情報ウェブサイト	25

子どもの“心に訴える著作権教育”を

「先生！このサイトで『ONE PIECE』タダで読めますよ!!」授業で知的財産権について、作品の違法動画やダウンロードについて話したそばから、生徒の声が教室に響き渡る。悪気は一切ない。「どれ?」「教えて」と周りが追随する。「あの漫画はある?」「教えてくれてありがとう」声を上げた生徒はすっかりヒーローに……子どもの“心に訴える著作権教育”が必要だと感じた場面です。

かつて出版や放送等に関わる人だけが知っていればよかった知的財産権は、学校でも身近な話題となっています。2020年度からの学習指導要領では「知的財産権」「著作権」が様々な校種・教科で扱われ、教科書、教員採用試験、教職員研修で扱われています。授業目的公衆送信補償金制度、中高校生による動画やコピーグッズでの違反、学校だよりのイラスト著作権侵害といった教員が押さえない内容、さらに映画泥棒のロボット、SNSアイコンといった子どもの目に触れる所にもあります。

子どもたちは端末を持つことで、無限の著作物を手に入れました。学校では一定の条件で著作物の無許諾使用が認められています。しかし、学校は例外であり、学校の外では良くない使い方です。端末を渡す学校には、学校が例外であることも含めて著作物の使い方を教える責任があります。

子どもたちは漫画やアニメ、音楽など著作物が大好きです。好きな漫画家が嫌がること、新たな作品が生まれにくいこと、好きな歌手が苦しむことを、子どもたちは決して望まず、作者の声は刑罰よりも子どもの心に響くでしょう。ダメを教えるのではない“心に訴える著作権教育”は校種・教科を縦断横断して、作り手になりうる子どもたちに必要な知識です。本資料をぜひご活用ください。



Haraguchi Nao

原口 直 氏

東京学芸大子ども未来研究所 教育支援フェロー/Google認定教育者
「原口 直の学校著作権ナビ」<https://maruc.work/>

政府委員・有識者会議等

共通目的事業委員会専門委員/SARTRAS (2021.6～)

音楽文化事業に関する有識者委員会委員/JASRAC (2021.5～)

東京学芸大子ども未来研究所教育支援フェロー (2021.3～)

知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会参考人/内閣府 (2018)

「知財創造教育の普及・実践の推進を担う学校・教員の選定に向けた調査研究」有識者会議/内閣府 (2022)



教材の構成

■ 動画『みんなで考えよう！著作権と海賊版』（10分）

海賊版の問題をわかりやすく解説、著作者の思いなどについて語る動画

■ 【教師用】学習指導案・資料（本資料）

「公共」「情報Ⅰ」の学習指導案と資料（著作権についての基本的な知識）

■ 【生徒用】ワークシート・資料

学習指導案に対応したワークシートと資料（著作権についての基本的な知識）



映像教材



生徒用ワークシート・資料

みんなで考えよう!

著作権と海賊版

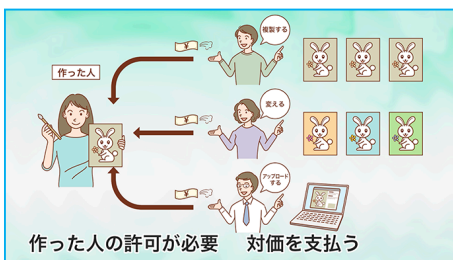
「みんなで考えよう! 著作権と海賊版」(10分)

高校生にとって身近な問題となっている著作権と海賊版について、わかりやすく解説した動画です。著作者の思いや、生徒たちに考えてもらいたいことを伝えます。動画の主な内容についてご紹介します。



オープニング

違法な海賊版サイトによって、あらゆる著作物が被害を受けている現状を知らせます。



著作権について

著作権の概要を説明します。



海賊版サイトについて

海賊版サイトがどのようなもので、著作者にどのような被害が及ぶかを説明します。



海賊版をダウンロードすると...

海賊版と知りながらダウンロードすると違法となることや、罪に問われる場合について説明します。



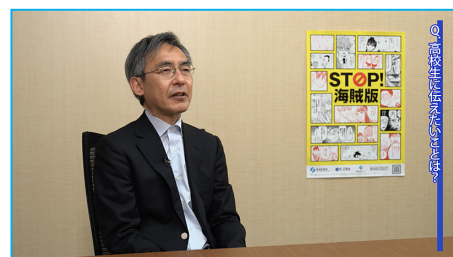
制作者(出版社)の談話

海賊版サイトの実態、被害状況、海賊版対策、制作現場への影響などについて語ります。



正規版サイトについて

正規配信サービスであることを示す「ABJマーク」や「エルマーク」について説明します。



高校生に伝えたいこと

高校生に伝えたいメッセージを伊東氏が語ります。



エンディング

著作権についてどう考えるか、海賊版サイトにどう向き合っていくべきかを問いかけて終わります。



なぜ海賊版を規制する必要があるのだろうか

— 法や規範の意義及び役割 —

東京都立田園調布高等学校
主幹教諭 宮崎 三喜男

1. 主題

法や規範の意義及び役割

高等学校学習指導要領 公民科 公共

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち ア (ア)「法や規範の意義及び役割」

2. 単元の位置付け

時	学習内容
第1時	私たちの生活と法
第2時	法と基本的人権
第3時 (本時)	海賊版と著作権

3. 単元の目標

- 法や規範の意義及び役割が、社会の秩序や維持につながっていることを著作権や知的財産権の保護の観点から理解する。
- 合意形成や社会参画を視野に入れながら、法や規範の意義及び役割に関わる現実社会の諸課題について、その解決に向けて、事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現する。
- 現実社会の諸課題について、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする。

4. 単元の評価規準

【知識・技能】

- 法や規範の意義及び役割が、社会の秩序や維持につながっていることを著作権や知的財産権の保護の観点から理解している。

【思考・判断・表現】

- 合意形成や社会参画を視野に入れながら、法や規範の意義及び役割に関わる現実社会の諸課題について、その解決に向けて、事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現している。

【主体的に学習に取り組む態度】

- 現実社会の諸課題について、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。



5. 本時の指導 (3時間中の3時間)

過程	学習活動	指導上の留意点
導入 (10分)	本時の問い(主題): なぜ海賊版を規制する必要があるのだろうか	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 本時の主題を提示する。 ● 海賊版と本物を比較して提示し、「海賊版の何が問題なのか」について、周囲の生徒と自由に情報交換する。 【ワークシート1 ①②】 	<ul style="list-style-type: none"> ● DVD や漫画本などの海賊版と本物を見比べることで、海賊版を規制することの意義を構想できるようにする。
展開 (30分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産権について確認をする。 【ワークシート2】 ● 海賊版が拡大すると、どのような被害が生じるのかについて、グループにて議論する。 【ワークシート2 ①】 ● 動画『みんなで考えよう! 著作権と海賊版』を視聴し、知的財産権および著作権と海賊版について理解する。 【ワークシート2 ②】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産とは、発明やコンテンツ、デザインなど、人間の創造的活動により生み出されるものであることを説明する。 ● 被害損失などの経済的な側面や創作者の立場に立つなど、多面的・多角的に議論するよう指導する。 ● 動画の視聴を通じて、著作権とは何か、海賊版によってどのような被害が生じるかについて理解させる。その際、文化庁 HP「知的財産権について」で示されている体系図などを活用しながら知的財産権と著作権の違いも理解できるようにする。 文化庁 HP「知的財産権について」 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chitekizaisanken.html
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「なぜ海賊版を規制する必要があるのだろうか」について、多面的・多角的に考察する。さらにグループでの話し合いを通して、法の役割や意義及び役割について理解する。 【ワークシート2 ③】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 動画の内容に加え、法には人の行動を規制し、社会の秩序を維持する機能や人の活動を促進する機能などがあることなど、前時までの学習を振り返らせながら、考察する視点を示す。
まとめ (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ● グループでの話し合いを踏まえて、「なぜ海賊版を規制する必要があるのだろうか」という主題に対して、自らの考えを文章にしてまとめる。 【ワークシート3】 ● 本時の学習の要点を確認し、振り返りを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 動画の中で紹介された海賊版の制作現場への影響や作者の気持ちなどを思い起こさせながら、著作者の権利等を守り、社会の秩序を維持していくことの大切さに着目できるよう促す。 ● 著作権侵害が社会に与える重大さについて認識させる。



なぜ海賊版を規制する必要があるのだろうか

1 海賊版って、なんだろう

①海賊版と本物を比較してみよう。

	気づいた点
海賊版	

②海賊版と本物を比較して提示し、「海賊版の何が問題なのか」について話し合ってみよう。

メモ

2 知的財産権について知ろう

知的財産とは、発明や(ア)、デザインなど、人間の(イ)な活動により生み出されるものである。

ア コンテンツ

イ 創造的

①海賊版が拡大すると、どのような被害が生じるだろうか、グループで議論してみよう。

メモ



②動画『みんなで考えよう！ 著作権と海賊版』を見て、気付いた点をメモしよう。

メモ

③なぜ海賊版を規制する必要があるのだろうか？

ア) 自分の考えを書いてみよう。

イ) 次の視点を参考に、グループで話し合ってみよう。

【考える視点】 ・制作者の権利 ・社会に与える影響 ・社会規範

3 まとめ

「なぜ海賊版を規制する必要があるのだろうか」について自らの考えを文章にしてみよう。

- 今日の学習の参考
- 今日の学習で頑張ったことや工夫点など
- これからの学習に向けての改善点など



著作権侵害(海賊版)がもたらす影響

—消費者がもつ権利と、消費者として果たすべき責任—

東京都立蒲田高等学校
主幹教諭 浅川 貴広

1. 主題

消費者がもつ権利と、消費者として果たすべき責任は何か

高等学校学習指導要領 公民科 公共

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち ア(ア)「多様な契約及び消費者の権利と責任」

2. 単元の位置付け

時	学習内容
第1時	●『社会への扉』(消費者庁)等の教材を活用し、単元の学習に関する導入の学習を行う。
第2時(本時)	● 契約に関する基本的な内容や、消費者の権利と義務に関して学習する。 ● 著作権侵害(海賊版)がもたらす影響について考え、理解を深める。
第3時	● 契約に関するロールプレイングを用い、実際に契約する際に注意することを学習する。
第4時	● エシカル消費について、制度や取組を学習する。 ● 消費者としての「未来を見据えた責任ある行動」に必要なことを考える。

3. 単元の目標

- 諸資料を活用し、契約に関する基本的な内容や、消費者の権利と義務を理解する。
- 現実社会の諸資料から、自立した主体として消費活動を行うために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける。
- 消費者がもつ権利や消費者保護のしくみとともに、消費者が経済活動の中で果たすべき責任の意義について、多面的・多角的に考察、構想し、表現する。
- 現実社会の諸課題について、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする。

4. 単元の評価規準

【知識・技能】

- 契約に関する基本的な内容や、消費者の権利と義務を理解しようとしている。
- 現実社会の諸資料から、自立した主体として消費活動を行うために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめている。

【思考・判断・表現】


- 私法に関する基本的な考え方等から、消費者がもつ権利や消費者保護のしくみとともに、消費者が経済活動の中で果たすべき責任の意義について、多面的・多角的に考察、構想し、表現しようとしている。

【主体的に学習に取り組む態度】

- 現実社会の諸課題について、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。



5. 本時の指導 (4時間中の2時間)

過程	学習活動	指導上の留意点
導入 (5分)	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">本時の問い(主題)：契約を通じて、「消費者」としてどのような責任を果たすべきだろうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本時の問い(主題)、本時の授業展開、本時の目標等を確認する。 ● 簡単な授業に関する導入を受けて、ワークシートに授業開始時点での本時の問い(主題)に関する自分の考えをまとめる。【ワークシート1】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本時の学習を受けて、何を考察していくのかを明確にする。 ● 「公共」での前時間までの学習内容や、普段の消費活動等を踏まえて考えるように指導する。 <p>[ワークシート 展開①のアドバイスとして] 中学校で学習したことや、家庭科の学習内容などもふまえて、消費者としての自分の責任とはどのようなものなのか考えてみよう。</p>
展開 (35分)	<p>(1) 契約の基本的な事項を学習する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約自由の原則と例外規定 ● 契約により生じる消費者の権利と義務 ● 未成年者取消権と成年年齢引き下げ 【ワークシート2】 <p>(2) グループワークを通じて、本時の問い(主題)を考えていく。【ワークシート3】</p> <p>① 次の事例(a)~(c)について、各グループに一つずつ割り振る。グループで各事例における経済活動への影響を検討する。</p> <p>(a) 契約を締結した当事者(消費者、事業者)が契約を守らなかった場合</p> <p>(b) 本来契約を締結して消費するものを消費者が無許可で消費した場合(海賊版の使用)</p> <p>(c) 消費者が事業者に誤った情報を伝えられ、それに基づいて契約を締結した場合</p> <p>② (a)~(c)全ての事例がそうようにグループを再編し、①でまとめた内容をグループ内で共有する。</p> <p>③ 動画『みんなで考えよう! 著作権と海賊版』を視聴し、特に(b)の事例の理解を深める。</p> <p>④ (a)~(c)の各事例から、よりよい社会の形成のために私たちが消費者として果たすべき役割を考察する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約の締結はあくまでも自由であり、その責任をもつ必要があることを理解させる。 ● 未成年者取消権については、成年年齢引き下げとともに特に重点的に扱う。 ● グループワークに際して、各グループに適宜資料を提供する。 <p>[グループ(b)の資料例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁 侵害コンテンツのダウンロード違法性の制度設計等に関する検討会資料『海賊版サイトによる被害と法整備の必要性について』 ● 出版広報センター HP 「深刻な海賊版の被害」 https://shuppankoho.jp/damage/  ● 各事例から次のことを理解させる。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 契約を締結し、それによる義務を果たすことは経済活動の根幹である。 (b) 著作物を製作し、契約することで著作者が利益を得るはずが、海賊版により著作者の利益にならないと、新たな著作物を製作しようとする機会も減少する。 (c) 契約の前提が成り立たず、消費活動そのものが停滞する危険性がある。 <p>➡(a)~(c)を通じて、消費者として果たすべき責任や役割を考察させる。</p>
まとめ (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク等を受けて、再度、本時の問い(主題)に関する自分の考えをまとめていく。 【ワークシート4】 ● 本時の振り返りを行い、ワークシートに本時の振り返りを記入する。【ワークシート5】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業冒頭と、まとめでの記述内容を比較することで、「主体的に学習に取り組む態度」の評価項目の1つとする。

参考資料：東京都消費生活総合センター HP「消費者教育読本 Web 版」



消費者がもつ権利と、消費者が果たすべき責任

■ 本時の問い(主題)

契約を通じて、「消費者」としてどのような責任を果たすべきだろうか。

1 本時の問い(主題) に対する授業開始時の考え

今までの「公共」の授業内容、普段の消費活動から考えてみましょう。

2 「契約」を締結するとは何だろうか

<「契約」に関する基礎知識>

- 契約は、(**契約書**) がなくても、(**口約束**) でも成立する。
- 契約は(**民法**) で定められており、契約の(**申込み**) の意思表示に対して、契約の(**承諾**) の意思表示をすることにより、成立する。
- 契約が成立すると、(**権利**) と(**義務**) が発生する。



- 契約を締結することに関しては、原則当事者間の自由である(= **契約自由の原則**))
→ 公序良俗に反する場合等、契約自由の原則にも例外がある。

<未成年者取消権>

- 民法の改正(令和4年4月施行) で(**18**) 歳以上は成年と規定された。
- 未成年者は、親などの法定代理人の(**同意**) がないと契約ができない。ただし、お小遣いの範囲の買い物などの例外がある。
- 未成年者が親などの法定代理人の同意がなく契約した場合に、あとから取り消すことができることを(**未成年者取消権**) という。
→ 未成年者取消権にも例外がある(契約相手に年齢を偽った場合 等)。



3 契約をめぐる事例から、経済活動への影響を考えよう

次の各事例が起こった場合、経済活動にどのような影響が生じるか考えてみよう。

- (a) 契約を締結した当事者（消費者、事業者）が契約を守らなかった場合
- (b) 本来契約を締結して消費するものを消費者が無許可で消費した場合（海賊版の使用）
- (c) 消費者が事業者に誤った情報を伝えられ、それに基づいて契約を締結した場合

自分の担当の事例 事例 _____

4 各事例の検討内容を共有しよう

事例(a)による影響

事例(b)による影響

事例(c)による影響

5 本時の問い(主題) に対する授業まとめの考え

↑ このように考えた理由は何ですか

*授業を受けて考えたこと、これからさらに学習したいこと等を書きましょう。



なぜ私たちは著作権を守らなければならないのか

— 情報社会の問題解決 —

東京都立神代高等学校

情報科 主任教諭 稲垣 俊介

1. 主題

情報社会の問題解決

2. 単元の目標

【知識及び技能】

- 情報と情報技術を問題の発見・解決に活用するための知識について理解し、技能を身に付けているとともに、情報化の進展する社会の特質及びそのような社会と人間との関わりについて理解している。

【思考力、判断力、表現力等】

- 事象を情報とその結び付きの視点から捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に用いている。

【学びに向かう力、人間性等】

- 情報社会との関わりについて考えながら、問題の発見・解決に向けて主体的に情報と情報技術を活用し、自ら評価し改善しようとしている。

3. 本時の評価規準

【知識・技能】

- 海賊版を例に情報社会に関する法規や制度の重要性や個人の責任及び情報モラルについて理解している。

【思考・判断・表現】

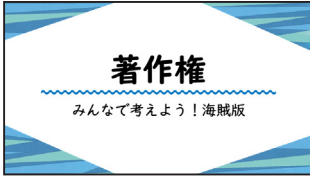
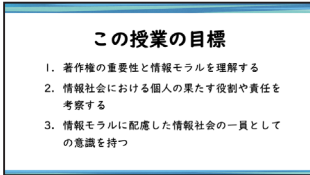
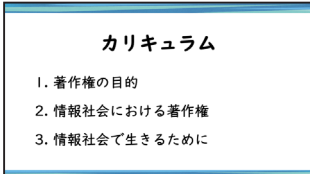
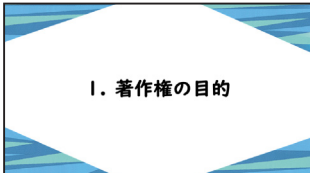
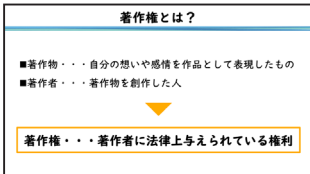
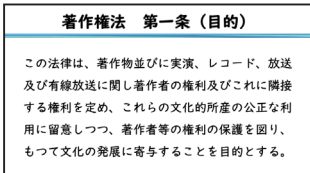
- 情報に関する法規や制度及びマナーの意義について、海賊版を例に、情報社会における個人の果たす役割や責任、情報モラルについて考察をしている。

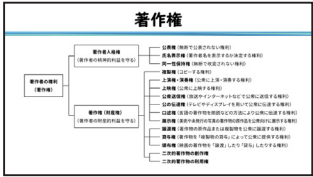
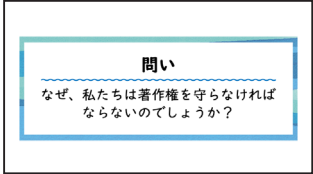
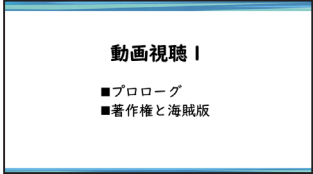
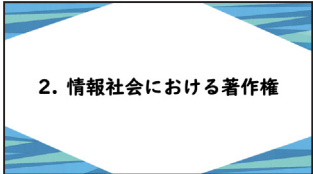
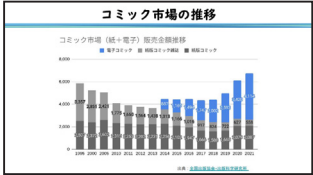
【主体的に学習に取り組む態度】

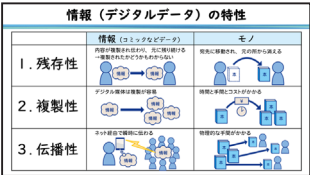
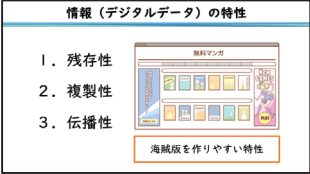
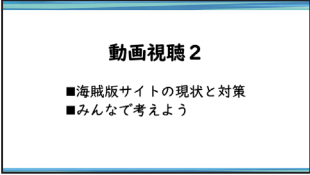
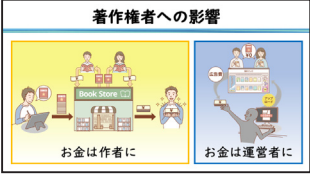
- 海賊版の無い社会とするために、情報モラルに配慮した情報社会を目指そうとしている。







4. 本時の指導

過程	学習活動（●教員の活動 ○生徒の活動）	授業スライド
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本日の授業は「海賊版」を踏まえて、「著作権」について学ぶことを伝達する。 ○ 本日の授業のタイトルを理解する。 	①タイトル 
	<ul style="list-style-type: none"> ● 本日の授業の目標を伝達する。 ○ 本日の授業の目標を理解する。 	②目標の説明 
	<ul style="list-style-type: none"> ● 本日の授業のカリキュラムを伝達する。 ○ 本日の授業のカリキュラムを理解する。 	③本授業のカリキュラム 
展開1 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権の目的について検討することを促す。 ● 著作権とは何かを発問してもよい。 ○ 発問した場合は発表する。 	④1. 著作権の目的 
	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権とは何かを説明し、これから著作権を検討することを促す。 ○ 著作権とは著作権法上与えられた権利であると理解する。 	⑤著作権とは？ 
	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権法第一条（目的）を紹介する。 ○ 著作権法第一条（目的）を読む。 	⑥著作権法 第一条（目的） 

過程	学習活動（●教員の活動 ○生徒の活動）	授業スライド
展開1 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権について以下のように説明し、次の発問へとつなげる。 ● 著作権は、著作者の権利を守るものです。そして、著作権は大きく、著作者の精神的な利益を守る「著作者人格権」と、財産的な利益を守る「著作権（財産権）」とに分かれています。このようにたくさんの区分がされていると難しく感じると思います。ただ、ひとまとめに大きく言えば、作品を作った著作者に迷惑がかかるようなことはしてはいけないということです。では、著作権は作者等の著作権者を守るためだけにあるのでしょうか。著作物を利用する側の私たちには関係がないのでしょうか。 	<p>⑦著作権</p> 
展開2 (25分)	<p>発問：なぜ、私たちは著作権を守らなければならないのでしょうか？</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 問いを検討し、班があれば話し合う。また、発表ができれば発表をする。 	<p>⑧問い</p> 
	<ul style="list-style-type: none"> ● 海賊版についての動画を視聴し、なぜ著作権を守らなければならないかを検討するヒントを得ることを伝えるとともに、検討するよう促す。 ○ 動画を視聴し、内容や自身の考えをまとめる。 	<p>⑨動画視聴1</p> 
	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報社会における著作権の考え方をこれから学ぶことを伝える。 	<p>⑩情報社会における著作権</p> 
<ul style="list-style-type: none"> ● コミック市場の売り上げの推移を紙版と電子版で示し、検討するよう促し、また、この説明から次の情報（デジタルデータ）の特性の検討につなげる。 ● 海賊版の普及にはインターネットが大きく関わりがあることがわかりました。インターネットの普及が始まったのは1995年から2000年頃と言われています。その頃はまだ、紙でコミックを読むのが当たり前でしたが、2014年頃から一気に電子コミックの普及が始まり、今では電子コミックのほうが売り上げは上がっています。しかし、それに合わせてコミックの海賊版も普及していったと考えられます。それはなぜでしょうか。それは情報の特性に関連があります。 	<p>⑪コミック市場の推移</p> 	

過程	学習活動（●教員の活動 ○生徒の活動）	授業スライド
	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報の特性について、以下のように述べ、情報の特性と著作権の関連を検討するよう促す。 ● 情報の特性には、残存性、複製性、伝播性があります。インターネット上のデジタルデータ、すなわち情報を、今回の場合は、コミックなどのデータを例にとって考えます。 残存性とは、複製された内容が伝わり、元に残り続けるという意味です。コミックのデータであれば、相手に渡した場合、元の所に残し続けることが可能です。紙のコミックであれば、相手に紙の本を渡せば、元の所からは消えてしまいます。友だちにコミックを貸したり、渡したりすることを想像してください。 複製性とは、複製が容易であるということです。コミックのデータに限らず、コンピュータの操作でデータのコピーは簡単にできることは皆さん知っていますよね。しかし、紙のコミックのコピーを作るとしたならば、時間と手間とコストがかかります。 伝播性とは、ネット経由で情報が瞬時に伝わるということです。コミックのデータを含む、デジタルデータはインターネットを介せば簡単に多くの人に渡すことができます。紙のコミックであれば、本を多くの人に送る場合、手間がかかります。 情報（デジタルデータ）の特性はモノとは違う特性があります。 	<p>⑫情報（デジタルデータ）の特性1</p> 
展開2 (25分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報の特性と海賊版との関連を検討するよう促す。 ● 情報の特性である残存性、複製性、伝播性は海賊版を作りやすい特性であると言えます。では、その海賊版を利用できる海賊版サイトがあるためにどのような影響があるのかを考えましょう。 	<p>⑬情報（デジタルデータ）の特性2</p> 
	<ul style="list-style-type: none"> ● 海賊版サイトの現状と対策についての動画を再生する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 動画を視聴し、内容や自身の考えをまとめる。 ○ もし可能であれば、まとめたことを発表する。 	<p>⑭動画視聴2</p> 
	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権者への影響についての動画や生徒からの発表を受けて以下のように説明し、海賊版の問題を検討するよう促す。 ● 動画によると（皆さんの発表を聞くと）著作権を侵害すると、著作権者の被害となるという印象があります。動画にもあったように、コミックを私たちが買えば、そのお金は作者に入ります。しかし、私たちが海賊版サイトを利用すると、そのお金は海賊版サイトの運営者に行くわけです。ただ、ここにいる高校生の皆さんで、著作権者としてお金を得ている人はあまりいません。むしろただでコミックを読めてしまうわけですから、皆さんが被害を受けているとは言えないかもしれません。皆さんへの被害とは何でしょうか。 	<p>⑮著作権者への影響</p> 

過程	学習活動 (●教員の活動 ○生徒の活動)	授業スライド
展開2 (25分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のように質問をし、次の問いにつなげる。 ● 動画の中では、私たちに対する被害として、この3点が伝えられていました。確かにこのような被害を受けたくありません。ただ、これらの被害を受けるから私たちは海賊版を利用してはいけないのでしょうか？ 	<p>⑯みなさんへの被害</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">みなさんへの被害</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <p style="font-size: small;">個人情報盗まれる ウイルスに感染する 詐欺サイトへ誘導される</p> </div> <p style="text-align: center;">本当にこれだけ？</p> </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>発問：なぜ、私たちは著作権を守らなければならないのでしょうか？ ※この時間で学んだ、海賊版サイトを踏まえて考えましょう。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 展開1と同じ発問をする。これまで学んだ海賊版サイトを踏まえて、検討するよう促す。また、班単位で検討をするように指示をする。 ○ 班単位で、「なぜ私たちは著作権を守らなければならないのか」を検討する。 ○ 班単位で発表をする。 	<p>⑰問い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">問い</p> <p>なぜ、私たちは著作権を守らなければならないのでしょうか？ ※この時間で学んだ、海賊版サイトを踏まえて考えましょう。</p> </div>
まとめ (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報社会で生きるために、著作権をなぜ守る必要があるのかを、まとめる。 	<p>⑱ 3. 情報社会で生きるために</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>3. 情報社会で生きるために</p> </div>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権の役割を復習するために、以下の説明をして、検討を促す。 ● 作家は、もちろん、自分が考えた作品を使って皆さんを楽しませたいからこそ、作品を生み出してくれています。そして、作家にも生活があり、そこには収入が発生するからこそ、頑張って良い作品を作ろうと思っているわけです。その作家や作品を守る権利に「著作権」があります。 	<p>⑲作家が新たに作品を考えるのをやめたらどうなるのでしょうか？</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">作家が新たに作品を考えるのをやめたらどうなるのでしょうか？</p>  <p style="font-size: x-small;">私たちは、今後、これらの新しい作品に出会えなくなるのです。</p> </div>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権法の第一条を再度示し、以下の説明をし、著作権の目的を検討することを促す。 ● 「文化的所産の公正な利用に留意しつつ著作権等の権利の保護を図り」と書いてあります。これは、著作権法は適切な権利保護によって「創作の促進」を図り、権利の制限によって「公正な利用」を確保しましょう、と定められているというわけです。そして、「もって文化の発展に寄与することを目的」と書かれています。著作権法は先述した2つのバランスを取りながら、文化の発展に寄与するということを中心としているわけです。 	<p>⑳著作権法 第一条 (目的)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">著作権法 第一条 (目的)</p> <p style="font-size: x-small;">この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。</p> </div>

過程	学習活動（●教員の活動 ○生徒の活動）	授業スライド
まとめ (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権が文化の発展のためにあることを以下の説明によって検討を促す。 ● 著作権法は、コンテンツを作った人とコンテンツを利用する人の利害を調整するためのものであるとわかります。著作権者を守りながらも、ユーザー側がコンテンツを適切に利用することができるように、権利制限規定が設けられているのです。このようにコンテンツの保護と利用のバランスを取りながら、文化が発展することを目的としているのです。 	②文化の発展のために著作権はある 
	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報の特性を復習し、さらに高度情報社会での法整備について以下のように説明し、さらに、検討を促す。 ● 現在は高度情報社会であり、皆さんは情報に囲まれながら生きています。先に学んだように、情報（デジタルデータ）の特性として、残存性、複製性、伝播性があります。この情報の特性を生かすことのできる高度情報社会だからこそ、海賊版サイトが生まれてしまったとも言えるでしょう。そのため、この時代に対応した法整備が進んでいます。こうした取組により、コンテンツを作る人の利益が守られています。 	②情報（デジタルデータ）の特性 
	<ul style="list-style-type: none"> ● まとめとして、以下を述べ、今後さらに情報社会での著作権を検討することを促す。 ● 高度情報社会である現在、情報技術は止まることを知らず、どんどん発展していきます。情報技術が発展することはよいことなのですが、その技術を利用して海賊版のコンテンツが今後も出てくると考えられます。だからこそ、私たちは、情報社会での文化の発展のために、情報モラルをもって行動しましょう。仮に知り合いに、情報モラルに反したコンテンツを勧められたとしても、情報モラルをもってそれらのコンテンツを利用しないようにしましょう。そして、情報社会に参画する一員として、情報モラルをもって行動をした結果、文化の発展に寄与する一人として生きることができるのです。それは、作品を作る人であっても、それを届ける人であっても、さらにその作品を楽しむ一人であってもです。私たちは情報モラルをもって、海賊版サイトなどに対して対処をしましょう。本日の授業は以上です。 	③情報モラル 

参考資料

- 高等学校情報科「情報 I」教員研修用教材(本編) 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416756.htm (確認: 2023/3/24)
- 令和4年度著作権テキスト 文化庁
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html> (確認: 2023/3/24)



情報社会の問題解決

1 なぜ、私たちは著作権を守らなければならないのでしょうか？

検討した内容や、班で話し合った内容をメモしましょう。

視聴した動画の内容や、自分の考えをまとめましょう。

2 海賊版サイトの現状と対策について

海賊版サイトの現状と対策について、視聴した動画の内容や、自分の考えをまとめましょう。

3 なぜ、私たちは著作権を守らなければならないのでしょうか？

これまでに学んだことを踏まえて、自分の考えをまとめましょう。

1 著作権法の目的

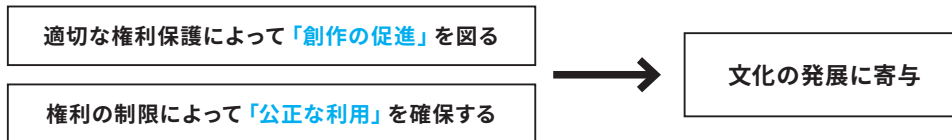
著作権法では、次のように目的を定めています。

第1条(目的)

著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

Point

- 著作物を創作した人に「著作権」という権利を与える。
- 著作権は、著作物の無許諾利用などを防止して権利を保護するとともに、公益性の高い場合等には、権利を制限することで著作物の公正な利用を図るものである。
- 著作権法は、文化の発展に寄与することを目的としている。



2 「著作物」とは

著作権法では、次のように著作物を定義しています。

第2条(定義)

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

Point

- 著作物とは、思想・感情を創作的に表現したものである。
- 著作物は人間の知的・精神的活動の所産であり、文化の形成とその発展の基盤を成すものである。

著作物に当てはまらないもの

- 単なるデータなど、人の思想や感情を伴わないもの(例：富士山の標高は3776.24m)
- 創作的でないもの(ありふれたものや模倣品)
- 「表現」されていないもの(アイデアの段階のもの)
- 文芸、学術、美術、音楽の範囲に属さないもの(工業製品など)

著作物の種類(第10条)

言語	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽	楽曲、楽曲を伴う歌詞など
舞踊・無言劇	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置、茶碗、壺、刀剣などの美術工芸品
建築	芸術的な建築物
地図・図形	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分など
写真	肖像写真、風景写真、記録写真など
プログラム	コンピュータ・プログラム

私が書いた
手紙も
「著作物」
だよ



3 著作者の権利

著作権法は、著作者の権利の内容を定めています。

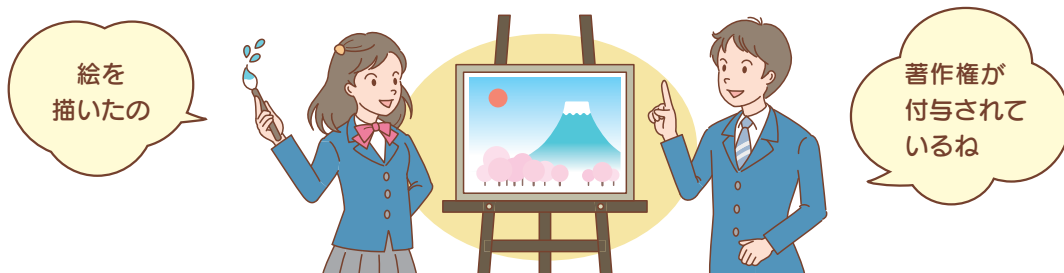
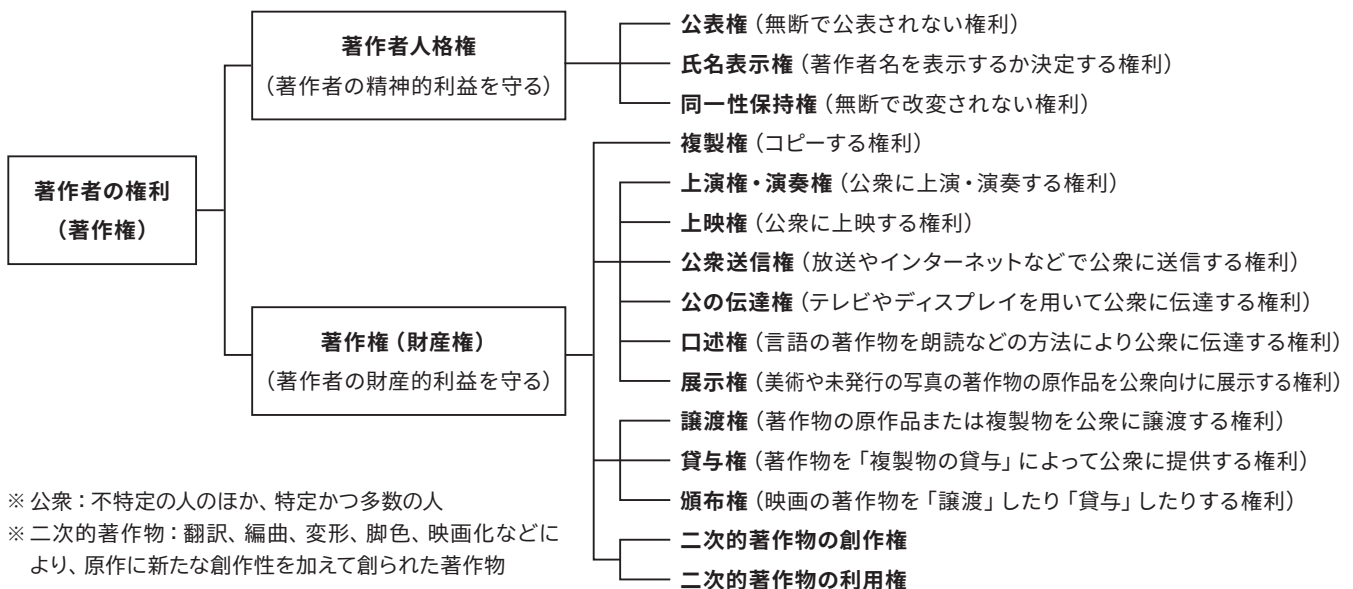
第 17 条(著作者の権利)

著作者は、次条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利(以下「**著作者人格権**」という。)並びに第 21 条から第 28 条までに規定する権利(以下「**著作権**」という。)を享有する。

2 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

Point

- 著作者の権利(著作権)は、他人が「無断で〇〇する」を止められる権利である。
- 著作権は「著作者人格権」と「著作権(財産権)」に大別される。
- 著作物を創作した時点で自動的に付与される(権利を取得するための手続は一切不要)。



4 著作権の保護期間

著作権・著作者人格権には一定の存続期間があり、この期間を「保護期間」といいます。

Point

- 著作権には「保護期間」がある。
- 著作者人格権の保護期間：一身専属の権利であるため、著作者が死亡すると消滅する。(第59条)
- 著作権(財産権)の保護期間：著作者が著作物を「創作したとき」に始まり、原則として著作者の「生存している期間+死後70年間」。(第51条)

5 著作者の権利の制限（許諾を得ずに利用できる場合）

著作権法では、一定の「例外的な場合」に限り、権利者の了解を得ずに著作物などを利用できるとしています。ここでは、高等学校・生徒に関連の深い内容を取り上げて紹介します。

許諾を得ずに利用できる「例外的な場合」（抜粋）

- 私的使用のための複製(第30条)
- 引用(第32条)
- 教科書等への掲載(第33条、第33条の2、第33条の3)
- 学校その他の教育機関における複製・公衆送信等(第35条)
- 試験問題としての複製・公衆送信(第36条)
- 視覚障害者等向けの著作物利用(第37条)
- 聴覚障害者等向けの「字幕」の作成等(第37条の2)
- 「非営利・無料」の場合の著作物の上演、演奏、口述(第38条第1項)

Point 「私的使用のための複製」とは？

テレビ番組を録画して自分で見る、インターネットから著作物をダウンロードする、またはプリントアウトするなど、**家庭内など限られた範囲内での使用を目的とし、使用する本人が複製する場合**です。児童生徒が本人の学習のために行う複製は該当しますが、仕事で使用することを目的とした複製は該当しません。

【条件】

1. 個人的に、または家庭内など限られた範囲内での使用を目的とすること（仕事での利用は対象外）
2. 使用する本人が複製すること（使用者の手足として他者に頼むことは可能）
3. 以下に該当しないこと
 - 誰でも使える状態で設置してあるダビング機などを用いた複製(コンビニ等のコピー機など文献複写のみに用いるものは除く)
 - コピーガードを解除して(または解除されていることを知りつつ)複製すること
 - 著作権を侵害したインターネット配信と知りつつ、音楽や映像をダウンロードすること
 - 著作権を侵害したインターネット配信と知りつつ、漫画、書籍、論文、コンピュータ・プログラム等をダウンロードすること(軽微なもののダウンロード等、一定の利用は除く)

【注意】

侵害コンテンツと知りつつダウンロードすることは、私的使用が目的であっても違法であり、刑事罰が科されることがあります。(➡詳細は p.23)

Point 「引用」とは？

研究、批評、報道等において、**自説の補強や、他人の考え方を論評するためや、報道の材料として、他人の著作物の一部を利用すること**です。

【条件】

1. すでに公表されている著作物であること
2. 「公正な慣行」に合致すること（引用を行う必然性があり、引用であることが明確になっていること等）
3. 引用の目的が「正当な範囲内」であること（引用部分とそれ以外の部分の主従関係が明確になっている、引用される分量が必要最小限であること等）
4. 「出所の明示」をすること

Point 学校その他の教育機関における複製について

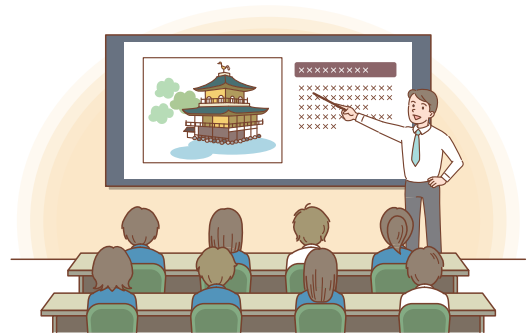
学校や公民館などの教育機関において、授業の過程で使用するために他人の著作物を複製、公衆送信、公に伝達する場合は、

該当する行為の例

- 教師がインターネット上の著作物をダウンロードして授業で配布する
- 教師が生徒に対して授業の資料をメールで送信する
- インターネット上の著作物を授業でディスプレイやスクリーン等を用いて生徒に視聴させる
- 学校の運動会の様子を保護者など限られた相手にリアルタイムで配信する

【条件】

1. 営利を目的としない教育機関であること
2. 複製や公衆送信をするのが授業を担当する教師や授業を受ける生徒であること
3. 授業のための使用であること
4. 必要な限度内の使用であること
5. すでに公表されている著作物を使用すること
6. 著作権者の利益を不当に害しないこと
7. 慣行があるときは「出所の明示」が必要



★公衆送信行為を行う場合には、教育機関の設置者は補償金を支払う必要があります。

授業目的公衆送信補償金制度

ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、2018年の著作権法改正により創設された制度です。学校等の教育機関が授業の過程で利用するために必要と認められる限度において公衆送信をする場合に限り、教育機関の設置者が文化庁長官が指定する管理団体(SARTRAS: サートラス)に補償金を支払うことで、無許諾で行うことができます。

➡詳しくは
SARTRAS ウェブサイト
<https://sartras.or.jp>



補償金の支払に該当する公衆送信の例

- 教師が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信する
 - 教師が他人の著作物を用いて作成した教材をサーバにアップロードする
 - リアルタイム配信授業
 - オンデマンド配信授業
- ※遠隔合同授業の場合は補償金の支払は不要

参考 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」とは、著作者が自分の著作物を公開するにあたり、その著作物の利用条件を意思表示するための国際的な方法です。

「すべての権利を主張」と「すべての権利を放棄(パブリックドメイン)」の間で、いくつかの権利を主張する場合に利用され、右の4つのマークの組み合わせができます。

➡詳しくは
クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト
<https://creativecommons.jp>



マークの意味

- 👤 表示：作品のクレジットを表示すること
- 🚫👤 非営利：営利目的での利用をしないこと
- 🚫📄 改変禁止：元の作品を改変しないこと
- 🔄 継承：元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること

6 著作権が侵害された場合の対抗措置

著作権の侵害とは、「無断で〇〇すること」です。例えば、無断でコピー・販売する、無断でインターネットで送信する、などが該当します。

権利が侵害された場合、権利者は次のような「対抗措置」をとることができます。

「刑事」の対抗措置

【個人】

10年以下の懲役 又は 1000万円以下の罰金
※あるいはその併科

【法人】

3億円以下の罰金

「民事」の対抗措置

- ①差止請求(第112条)
- ②損害賠償請求(民法)
- ③不当利得返還請求(民法)
- ④名誉回復等措置請求(第115条等)

Point 著作権侵害コンテンツのダウンロード違法化

インターネット上には、音楽・漫画・アニメなどのコンテンツを無断でコピーし、正当な対価を権利者に支払うことなく利用できる状態にした「著作権侵害コンテンツ(いわゆる海賊版)」サイトが多数存在しています。こうした背景から、著作権法では、違法にアップロードされた侵害コンテンツであると知りながらダウンロードすることは、私的使用のためであっても違法とされています。特に悪質な行為については、刑事罰の対象になります。

対象となる著作物

音楽、映像、漫画、書籍、論文、コンピュータ・プログラムなど著作物全般

違法となる行為

違法にアップロードされた著作権侵害コンテンツと知りながらダウンロードした場合

刑事罰の対象となる行為

正規版が有償で提供されている著作物を反復・継続してダウンロードした場合
(音楽・映像の違法ダウンロードの場合には反復・継続性を必要としない)

→2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(併科もあり)

※ 刑事罰には権利者による告訴が必要(親告罪)。

----- ※以下は、生徒用資料には掲載していません -----

違法とならない例外(音楽・映像の場合を除く)

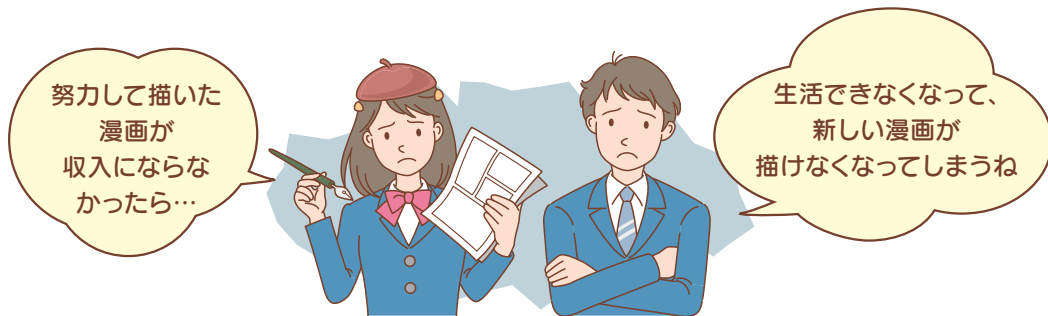
- スクリーンショットを撮った際の写り込み
- 漫画の1コマ~数コマなどごく一部分のダウンロード
- 同人誌などの二次創作・パロディのダウンロード
- 権利者の利益を不当に害しない「特別な事情」がある場合



「海賊版」の問題とは

近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の発展等に伴い、インターネット上においても日本の音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどの海賊版が世界規模で流通し、その被害が急増しています。

海賊版が横行すると、著作権者等が適切に対価を得ることができなくなってしまいます。コンテンツを制作している企業であれば、正規版の商品が売れず、制作側の収益が減ってしまいます。著作者はもとより、制作に関わるすべての人の収入が減り、その結果、新たな作品が生まれなくなる可能性があります。



私たちができること

海賊版を利用することは、たとえインターネット上で視聴するだけであっても、制作者の収益に影響し、著作権者等に損害を与えることにつながってしまいます。何千、何万という人が利用すれば、私たちの大切な文化が消滅してしまう事態もありえます。

また、海賊版サイトには、個人情報盗まれる、詐欺サイトへ誘導されるといった危険な「罠」が仕掛けられていることも少なくありません。「海賊版かもしれない」「正規版のサービスではないかもしれない」と思ったら、絶対に利用しないことです。

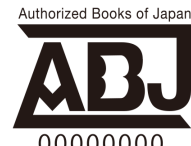
正規版のサービスの識別マーク

正規版のサービスかどうかの判別を容易にするため、音楽・映像は「エルマーク」を、出版物は「ABJマーク」を表示する取組が進められています。

エルマーク



ABJマーク



ABJ: Authorized Books Japan
「正規の出版物」を意味します。

画像提供：一般社団法人日本レコード協会

画像出典：出版広報センターサイト <https://shuppankoho.jp>

漫画家の思い ～高校生みなさんに伝えたいこと～



出版社 海賊版対策担当
一般社団法人ABJ広報部会長

伊東 敦さん

海賊版は、みなさんが普段使っている SNS にも多数アップロードされており、残念ながら多くの人に閲覧されてしまっています。

海賊版によって、漫画家たちはコミックスの売り上げが減ってしまうという状況に置かれています。若手の漫画家の中には、海賊版のせいで収入が減り、作品作りに専念できなくなって漫画を辞めてしまった人もいます。

海賊版を「タダ読み」する人が多い現状について、漫画家は、一生懸命描いた努力の価値が「0円しかない」と読者に言われているように感じるそうです。

もし、自分の撮った写真が SNS で他人に無断で使われたら、みなさんはどんな気持ちになりますか？ とても嫌な気持ちになると思います。それは漫画家も、他のクリエイターもみんな同じです。どうか作った人の気持ちになって海賊版の問題を考えていただけたらと思います。



文化庁「著作権テキスト」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html>



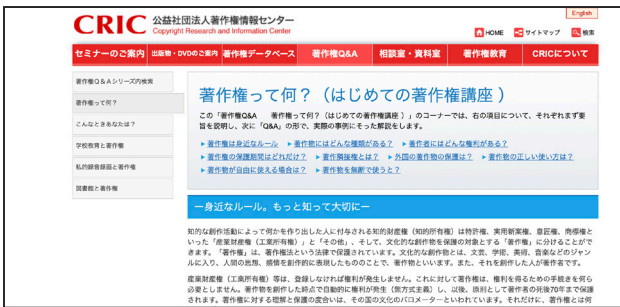
文化庁「著作権Q&A ~教えてぶんちゃん~」
http://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken_qa/



文化庁「著作権侵害対策情報ポータルサイト」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>



公益社団法人著作権情報センター「みんなのための著作権教室」
<http://kids.cric.or.jp>



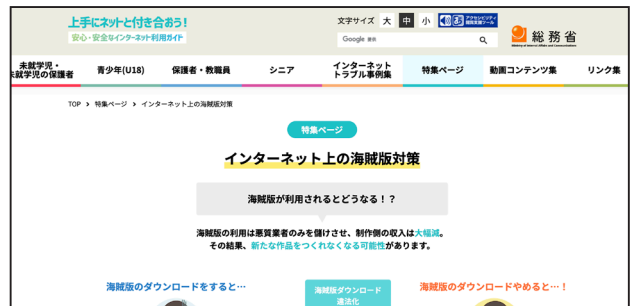
公益社団法人著作権情報センター
 「著作権って何？（はじめての著作権講座）」
<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/index.html>



一般社団法人日本音楽著作権協会「ジャスラックパーク」
<https://www.jasrac.or.jp/jasracpark/index.html>



出版広報センターサイト
<https://shuppankoho.jp>



総務省「上手にネットと付き合おう！」
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/kaizokuban/

